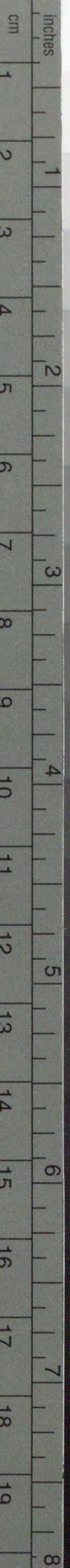


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

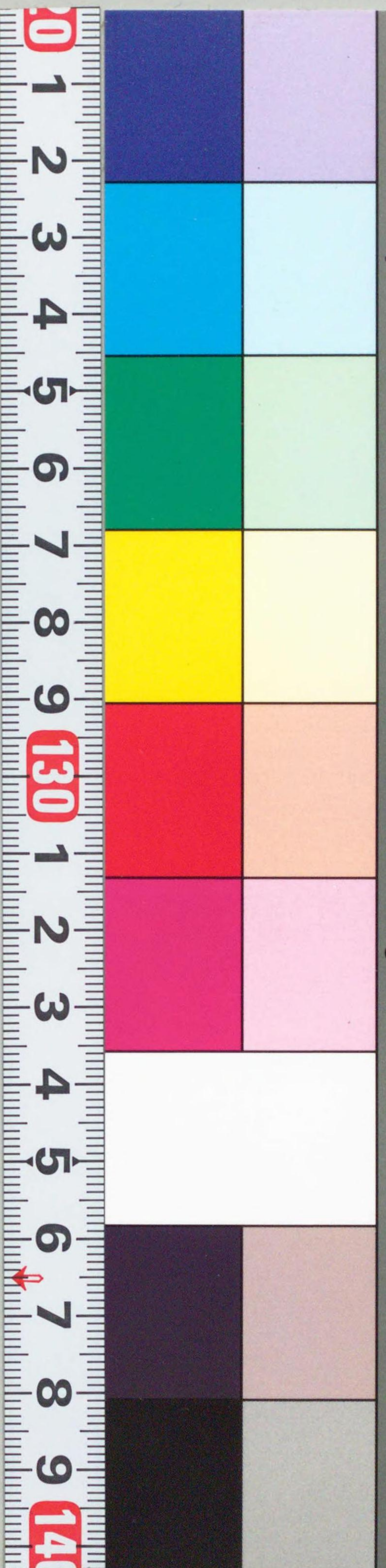
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



BZ-7-22



1201000390123

資料第二十四号
(通番第百三十四号)

昭和三十三年四月

第二十七、二十八回国
院会
参議院

文教委員会審議要録

参議院文教委員会調査室

目次

一、	第二十八回国会文教委員会関係法律案審議経過表	一
二、	文教委員会審議経過日程	五
三、	第二十八回国会において成立した法律の概要	一三
(一)	国立学校設置法の一部を改正する法律	一三
(二)	義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律	一四
(三)	盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律	一四
(四)	国立競技場法	一五
(五)	日本育英会法の一部を改正する法律	一六
(六)	学校保健法	一七
(七)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	一八
(八)	義務教育諸学校施設費国庫負担法	二〇
(九)	著作権法の一部を改正する法律	二一
(十)	農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及公立の高等学校の教育に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律	二四



I 種
W



(出) へき地教育振興法の一部を改正する法律	二五
○ 他の委員会に付託された文教関係法律の概要	二六
(三) 文部省設置法の一部を改正する法律	二六
(三) 青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律	二六
四 文教委員会において調査した主な案件	二七
五 文教委員会付託請願	三一
六 文教委員会活動状況集	三七
七 文教委員会決議集	四一
(一) 航空機の騒音が基地周辺の教育施設に及ぼす被害の防止に関する要望決議	四一
(二) 「学校保護法」附帯決議	四一
(三) 「著作権法」の一部を改正する法律「附帯決議	四二

第二十八回国会文教委員会関係法律案審議経過表

第二十八回国会文教委員会関係法律案審議經過表

番号	件名	提出者	参議院	衆議院	法律番号	施行年月日	備考
1	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	外 綴 彌 三 君 一六名	付託 三二 三二 三二	三二 三二 三二	第三十八号	四月一日	衆、内閣委員会 付託
2	国立学校設置法の一部を改正する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
3	義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
4	盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
5	国立競技場法案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
6	日本育英会法の一部を改正する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
7	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
8	市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
9	学校保健法案	内 南	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正
10	学校教育法の一部を改正する法律案	外 小 牧 次 生 君 二名	三三 三三	三三 三三	第三十八号	四月一日	衆、修 正

第二十八回国会文教委員会関係法律案審議經過表

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
産業教育振興法の一部を改正する法律案	女子教育振興の在りし後の休校中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案	女子教育振興の在りし後の休校中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案	学校教育法の一部を改正する法律案	著作権法の一部を改正する法律案	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	学校教育法の一部を改正する法律案	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案	へき地教育振興法の一部を改正する法律案	義務教育諸学校施設費国庫負担法	公立の小中学校及び中等学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案
外 中 野 木 高 三 名 二 名	外 高 田 正 三 名 二 名	外 吉 田 法 晴 三 名 三 名	外 松 永 忠 三 名 二 名	外 野 木 高 三 名 三 名	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	外 吉 田 法 晴 三 名 二 名	外 秋 山 長 三 名 二 名	内 内 内 内 内 内	外 松 永 忠 三 名 二 名
四 一 一	四 一 〇	四 一 三	四 一 三	三 三 六 四 一 七 四 一 八	三 二 四 三 二 四	三 二 四 三 二 四	三 二 四	三 二 二	三 一 五 四 一 七 四 一 八	三 一 二
四 一 一	四 一 〇	四 一 四	四 一 四	三 三 七 四 一 三 四 一 三	三 二 四	三 二 四	三 二 四	三 二 二	三 一 五 四 一 二 四 一 四	三 一 三
				第 五 五 号 三 三 五 二 五					第 八 一 号 三 三 四 三 五	
				公布の日 三月五日					公布の日 四月一日	
				参 考 付 帯 決 議					撤回(四一七)	

23	22
へき地教育振興法の一部を改正する法律案	農業又は水産に係る産業教育に從事する国立又は公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
外 秋 山 長 三 名 二 名	外 渡 海 元 三 郎 三 名 五 名
四 一 七	四 一 六 四 一 二 四 一 三
四 一 七	四 一 二 四 一 三
四 一 八	四 一 六
四 一 八	四 一 七 四 一 七
四 一 八	第 一 〇 三 号 三 三 四 二 八
四 一 八	公布の日 四月一日
	衆 議 院 付 帯 決 議

○ 他の委員会に付託された文教関係法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案	青少年問題協議会の一部を改正する法律案	科学技術会議設置法案
内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内
三 一 八	三 一 〇 四 一 二 四 一 三	三 一 一
四 一 三	四 一 三 四 一 三	
二 一 八	二 一 〇 二 一 〇 三 一 九	二 一 〇 三 一 八 三 一 九
四 一 八	第 一 一 三 号 三 三 五 一 一	第 一 四 号 三 三 五 一 一
公布の日	公布の日 三月三日	公布の日 三月三日
衆 議 院 付 帯 決 議	衆 議 院 付 帯 決 議	衆 議 院 付 帯 決 議

二. 文教委員會審議經過日程

文教委員會審議經過日程

一 文教委員会審議経過日程

第二十七回国会

回数	日	議 題
一	昭和三十三年十一月一日	○ 調査承認要求の件 ○ 委員派遣に関する件
二	十一月五日	○ 教職員の勤務評定に関する件
三	十一月七日	○ 宇都宮第二操縦学校における騒音防止の件
四	十一月九日	○ 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 ○ 大学制度及び大学関係予算
五	十一月十二日	○ 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 ○ 入さ地教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 昭和三十三年度文教予算に関する件
六	十一月十四日	○ 継続調査要求の件 ○ 委員派遣承認要求の件 ○ 請願に関する件

第二十八回国会

二 文教委員会審議経過日程

回数	日	議 題
一	昭和三十三年十一月十四日	○ 調査承認要求の件 ○ 委員派遣に関する件
二	十一月十五日	○ 教職員の勤務評定に関する件
三	十一月十七日	○ 宇都宮第二操縦学校における騒音防止の件
四	十一月十九日	○ 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 ○ 大学制度及び大学関係予算
五	十一月二十二日	○ 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 ○ 入さ地教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 昭和三十三年度文教予算に関する件
六	十一月二十四日	○ 継続調査要求の件 ○ 委員派遣承認要求の件 ○ 請願に関する件

第二十八回国会

回数	月日	議 題
一	昭和三十三年 二月十一日	○ 調査承認要求の件 ○ 委員派遣調査報告書の件
二	二月十三日	○ 昭和三十三年度文教予算に関する件 ○ 宗谷及び越冬隊に対する祝電の件
三	二月二十日	○ 当面の文教政策に関する件
四	二月二十七日	○ 当面の文教政策に関する件 × 道徳教育の時間特設に関する件 ○ 南極地域観測隊よりの返電の件 ○ 南極地域観測隊よりの返電の件 ○ 当面の文教政策に関する件 × 道徳教育の時間特設に関する件 × へき地教育に関する件 × 文教予算に関する件 × 大学入試に関する件 × 私立大学の授業料に関する件 × 青少年の家に関する件
五	三月四日	

六	二月六日	○ 教職員勤務評定に関する参考人の出席要求に関する件 ○ 内閣委員会との連合審査会開会の件 ○ 学校保健法案（内閣提出） ○ 当面の文教政策に関する件 × 越境入学に関する件 × 大学の研究費に関する件
七	三月十三日	○ 参考人の出席に関する件 ○ 国立競技場法案（内閣提出） ○ 学校保健法案 ○ 越境入学に関する件 ○ 自衛隊の航空基地周辺における学校の騒音防止に関する件 ○ 参考人の出席に関する件 ○ 国立学校設置法の一部を改正する法律案 ○ 公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案 ○ 国立競技場法案 ○ 学校保健法案 ○ 教職員の勤務評定に関する件
八	三月十八日	

回数	月	日	議 題
九	三月	二十日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の勤務評定に関する参考人出席に関する件 ○ 道徳教育の時間特設に関する参考人に関する件 ○ 航空機の騒音が基地周辺の教育施設に及ぼす被害の防止に関する要望決議に関する件 ○ 国立競技場法案
一〇	三月	二十五日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の勤務評定に関する参考人出席の件 ○ 道徳教育に関する参考人出席の件 ○ 日本育英会法の一部を改正する法律案 ○ へき地教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 学校保健法案
一一	三月	二十七日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 著作権法の一部を改正する法律案 ○ 教育課程の改訂及び道徳教育に関する件 <p>参考人 教育課程審議会会長 日 高 第四郎</p>

回数	月	日	議 題
一二	三月	二十九日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立学校設置法の一部を改正する法律案 <p>日本教育学会会長 長 田 新 東京教育大学教授 梅 根 悟 教育課程審議会副会長 村 上 俊 亮</p>
一三	三月	三十一日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
一四	四月	一日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育の実施に関する件
一五	四月	八日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事互選のみ、休校後開会に至らず。
一六	四月	十日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員派遣承認要件の件 ○ 教職員の勤務評定に関する参考人の件 ○ 道徳教育の実施に関する件 ○ 義務教育諸学校施設費国庫負担法案（内閣提出） ○ 盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
一七	四月	十五日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法等の一部を改正する法律案 ○ 公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案

回数	月	日	議 題
一八	四月	十七日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案 ○ 産業教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 派遣委員の報告 ○ 義務教育諸学校施設費国庫負担法案 ○ へき地教育振興法の一部を改正する法律案撤回に関する件 ○ 日本育英会法の一部を改正する法律案 ○ 著作権法の一部を改正する法律案 ○ へき地教育振興法の一部を改正する法律案 ○ 文教政務に關して内閣総理大臣に対し質疑
一九	四月	十九日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の勤務評定に関する件 ○ 義務教育費国庫負担法案の一部を改正する法律案（内閣提出） ○ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案（内閣提出） ○ 盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
二〇	四月	二十二日	

一	四月	三日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術会議設置法案 ○ 青少年問題協議会設置法案
○ 内閣、文教委員連合審査会			
二一	四月	二十四日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案 ○ 道徳教育の実施に関する件 ○ 沖縄の教育権の返還に関する件 ○ 第二十八回国会文教委員会付託請願審査

<p>○内閣、文部省員生合</p>	<p>○文部省員生合</p>
<p>○内閣、文部省員生合</p>	<p>○文部省員生合</p>
<p>○内閣、文部省員生合</p>	<p>○文部省員生合</p>
<p>○内閣、文部省員生合</p>	<p>○文部省員生合</p>

法律の概要

三、第二十八回国会において成立した法律の概要

第二十八回国会において成立した法律の概要

三 第二十八回国会において成立した法律の概要

(一) 国立学校設置法の一部を改正する法律

(1) 要旨

東京大学に薬学部を設置し、弘前大学・信州大学および鳥取大学に大学院を置き、医学研究科を設ける。

大阪外国語大学に短期大学部を設け、久留米工業短期大学を新設する。東京大学の理工学研究所を航空研究所に転換し、東京工業大学の建築材料研究所と窯業研究所とを統合して工業材料研究所とする。共同利用の研究所として大阪大学に蛋白質研究所を新設する。

(2) 費用

昭和三十三年度予算として、二千六百七十万円が計上されている。

(3) 施行期日

昭和三十三年四月一日

(4) 要望点

大学設置審議会の答申尊重
共同利用の研究所の運営を円滑にすること。

(二) 義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

(1) 要 旨

義務教育費国庫負担法および公立養護学校整備特別措置法による教材費の国庫負担
についての一部負担を二分の一と改めた。

学校図書館法による従来の国庫負担を右の教材費中に含めた。

(2) 費 用

昭和三十三年度予算として、十五億円が計上されている。

(3) 施行期日

公布の日から施行、昭和三十三年四月一日から適用。

(4) 修正点

内閣提出の原案には施行期日が昭和三十三年四月一日となつていたが、採決の日が
期日を経過していたので、前記の通り修正した。

(三) 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

(1) 要 旨

盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部に対する学校給食費を、新たに就学奨励費
の対象とする。

就学奨励費を学校所在地の都道府県が支弁すべきことに改め、教育上事務上の不便を
除いた。

「ろう学校」を「聾学校」に改めた。

(2) 費 用

昭和三十三年度予算として、一億五千石円が計上されている。

(3) 公布の日から施行。

(四) 国立競技場法

(1) 要 旨

国民の心身の健全な発達に寄与するため、国が旧明治神宮競技場跡に建設した陸上
競技場及びその附属施設を適切かつ効率的に運営するため、特殊法人として国立競技
場を設立することを改めるとともに、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等
に關し、所要の規定を設けた。

(2) 費 用

本法施行に伴う経費は、約十四億六千万円であるが、昭和三十三年度予算に約一億
円が計上されている外、約十三億六千万円は既に支出済である。

(3) 施行期日

昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第十一條第二号の規定は、同年十月一日から、附則第二條第一項から第七項までの規定は公布の日から施行する。

(五) 日本育英会法の一部を改正する法律

(1) 要旨

学資の貸与を一般貸与と特別貸与とに区分し、特別貸与は、特に優秀な学徒であつて、経済的理由により着しく修学困難なものに対する貸与とし、一般貸与は、その他の一般の者に対する貸与とする規定を設けた。
特別貸与を受けた者が、その貸与金のうち、一般貸与を受けた場合の貸与金の額に相当する額を返還したときは、その貸与金の残額の返還を免除する規定を設けた。

(2) 費用

昭和三十三年度政府貸付金の総額は、約四十二億四千五百万円が予算に計上されている。内三十三年度から開始する高等学校の特別奨学生分として一億八千万円が予定されている。

(3) 施行期日

公布の日

(4) 修正点

内閣提出の原案には施行期日が昭和三十三年四月一日となつていたが、採決の日が期日を経過していたので「公布の日」と修正した。

(5) 問題点

生活保護を受けている貧困者が特別奨学金の貸与を受けても、そのために生活保護を停止されることはないことが質疑によつて明らかとなつた。

(六) 学校保健法

(1) 要旨

学校における保健管理の制度について、基本的事項を総合的に規定した。

- (イ) 健康診断及び健康相談の制度、学校における伝染病の予防に關する規定の整備。
- (ロ) 都道府県の教育委員会の事務局に学校保健技師を置き、学校には学校医及び学校兼訓師を置くための制度の整備。
- (ハ) 要保護、要保護の児童生徒の伝染病その他一定の疾病の治療のために医療に要する費用について、地方公共団体が必要な援助を行うこととし、これに要する経費について国の補助に關する規定と、公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費について、都道府県に対する国の補助規定。
- (ニ) 費用 昭和三十三年度予算として三千六百五拾六万九千円が計上されている。
- (ホ) 施行期日 昭和三十三年六月一日（ハ）の前段については昭和三十三年十月一日（特例として）学校兼訓師は昭和三十六年三月三十一日まで置かないことが出来る。

(4) 附帯決議

政府は、本法制定の趣旨の徹底とその成果の高揚に努力し、特に、次の諸点については、速かに適切な措置を講ずべきことを強く要望する。

- 一、高等学校以下の学校における養護教諭の必置制の促進。
- 二、結核に対する根本施策の一貫として学童対策の重視。
- 三、へき地学校の保健対策の確立。

(七) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(1) 要 旨

戦後の学制改革による義務教育の充実、急激な学令児童生徒数の増加、さらにはまた、近年における地方財政の事情等も影響して、学級編制規準および教員定数基準の低下が非常な問題となつてゐる。

本法は、義務教育の一定水準が全国的に維持されねばならぬとする立場から、これらの学級編制ならびに教員定数の標準を規定し、義務教育水準の維持向上に資せんとするものである。

本法の内容としては

第一に五十一人以上のいわゆるすしづめ学級を解消するため、学校の種類に応じ又学校規模に応じて学級編制の標準を法定した。

第二には、都道府県ごとの教職員定数について、小学校は学級担任を、中学校は教

科担任をたてまえとし、実学級数を基礎として都道府県ごとに必要な教職員定数の総数を定め、教職員配置の適正化を図つてゐる。

第三には経過措置として、以上の標準を実施せんとする場合、学校施設の整備その他の関係上、暫定的標準を定め、漸次標準に達するようになっている。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

(3) 費 用

約九百五十五億円

(4) 修 正 点

衆議院修正によつて附則第五項として新たに次の規定を設けた。

(現員が定数をこえる場合の経過措置)

(5) この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準として、都道府県にあつては、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならない。

右修正の趣旨とするところは、従前に、教職員数が定数をこえる都道府県があるの

であるが、経過措置である附則第二項により、学級規模の適正化のテンポが遅れるので、その間に折角保持されている教員が減らないよう、学級規模の促進に努力せよという訓示的規定であるが、参議院においては、右趣旨を更に強くして義務的規定とするための修正を行つた。修正箇所は次の通りである。

附則第五項中「学級規模の適正化に努めなければならない。」を「学級規模の適正化を行うものとする。」に改める。

(八) 義務教育諸学校施設費国庫負担法

(1) 要旨

義務教育費の基本的要素として、教職員給与費および教材費とならんで、公立学校の施設に要する経費について、国がその一部を負担する恒久的制度を確立し、義務教育諸学校における施設の整備を促進し、教育の円満な運営に資する。

国が負担する経費の種類と国庫負担の割合は次の通り。

- 一 公立小学校不正常授業解消のための校舎の新築又は増築に要する経費 $\frac{1}{3}$
- 二 公立中学校 $\frac{1}{2}$
- 三 公立中学校屋内運動場の新築又は増築に要する経費 $\frac{1}{2}$
- 四 公立盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費

する経費

五 公立小学校及び中学校を適正規模にするための統合に伴う校舎の新築 $\frac{1}{2}$

又は増築に要する経費 $\frac{1}{2}$

六 公立義務教育諸学校の危険校舎改築に要する経費 $\frac{1}{3}$

(2) 費用

昭和三十三年度予算として、五十七億円が計上されている。

(3) 施行期日

公布の日から施行。昭和三十三年四月一日から適用。

(九) 著作権法の一諾を改正する法律

(1) 要旨

戦後、外国の科学書を無断複製して国内で販売する所謂海賊版出版業者が多く、国際的にも非難的となつてゐる。

このような現象は、一面にはわが国の研究者や学生の間で外国書が高価なために、低廉な海賊版の需要が多いということによるが、他面には著作権法の罰則規定が明治三十二年制定当時のままであり、著作権を侵害した者は、罰金等臨時措置法によつても、せいせい最高二十円以下の罰金に処せられるに過ぎない。これは今日の経済事情

或いは他の権利保護法規又は外国の立法例と比較してむだいへん軽く、刑罰の目的を達することができないので下記の如く、著作権侵害の罰に対してあらたに体罰を加えるとともに、罰金の最高額を引上げて、著作権侵害を防止し、あわせて著作権者保護の目的を達成しようとするものである。

- (イ) 著作権法第三十七条に規定する著作権侵害の罪に対する罰金五十円以上五百円以下を二年以下の懲役または五万円以下の罰金に改めた。
- (ロ) 第三十八条に規定する著作人格権の罪に対する罰金三十円以上三百円以下を五万円以下の罰金に改めた。
- (ハ) 第三十九条に規定する出所不明示の罪に対する罰金百円以下を一万円以下の罰金に改めた。
- (ニ) 第四十条に規定する著作人名詐称の罪に対する罰金三十円以上五百円以下を一年以下の懲役または三万円以下の罰金に改めた。
- (ホ) 第四十二条に規定する虚偽登録の罪に対する罰金百円以下を一万円以下の罰金に改めた。
- (ヘ) 公訴の時効に關する第四十五条の規定を削除した。これは、従来、著作権侵害の罪に対する公訴の時効が、刑事訴訟法の規定によらないで、著作権法に特例として二年と定められていたのを改めて、著作権侵害の罰に対する公訴の時効も刑事訴訟

法第二百五十条第五号によつて三年としたものである。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

(3) 費用

必要としない。

(4) 修正点

第四十五条の両罰規定を削除した。

著作権侵害を行つた者の外法人等に対しても罰金を科するというこのような規定は、全く新しい制度であり、従つて、他の罰則強化により著作権侵害の防止は相当期待できると考え併せて、なお今後慎重に検討することが妥当であるとして削除されたものである。

(5) 附帯決議

最近起つたレコードの有線放送問題とも関連して、次のような附帯決議を付することと決定した。

「著作権法の一部を改正する法律案」附帯決議

著作権法は、明治三十二年に制定され、以来、度々所要の改正が行われたが、最近技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護

されない憾みがある。
 よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正の準備を一層促進し、可及的速かにその全面的改正を行うよう特段の努力をなすべきである。
 (6) 本法は参議院議員発議に係る。

(十) 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に
 対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

(1) 要旨

産業教育振興法に基き、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、取り
 あえず、農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給す
 る現行法の制定をみたのであるが、同法審議の際の附帯決議もあり、その後種々検討
 の結果、今回更に工業、電波及び商船に係る産業教育に従事する教員並びに農業及び
 水産を含めた実習助手で、政令で定める者に対しても産業教育手当を支給し得るよう
 所要の改正を行った。

(2) 費用

平年度 約二百七十二万円

(3) 施行期日

昭和三十三年四月一日

(4) 本法は衆議院議員発議に係る。

(十一) へき地教育振興法の一部を改正する法律

(1) 要旨

国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大し、へき地学校に勤務する教員及び販
 員の特殊勤務手当の増額、その他の措置を講じた。

- (イ) 定義について交通困難がへき地性の前提となつてゐることは実態に沿わない点も
 あるので、へき地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させるように改めた。
 - (ロ) 市町村の任務として、へき地学校の健康管理及び通学改善につき義務規定を設け、
 へき地教育の振興を図るための事務について、都道府県の任務を明確にした。
 - (ハ) へき地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たにへき地手当の支給に関
 する規定を設け、へき地手当支給についての都道府県が拠るべき基準を定めた。
- 基準
- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 一級 | 百分の八 | 二級 | 百分の十二 | 三級 | 百分の十六 |
| 四級 | 百分の二十 | 五級 | 百分の二十五 | | |

(2) 費用

平年度経費 約二億八千万円

(3) 施行期日

昭和三十四年四月一日

(4) 本法は参議院議員発議に係る。

○他の委員会に付託された文教関係法律の概要

(1) 文部省設置法の一部を改正する法律

体育局を設置すること。

国立西洋美術館を設置することである。

政府提出法案には、官房長の設置、西洋美術館を近代美術館の分館とする規定があつたが、衆議院の修正によつて、官房長の設置は削除され、西洋美術館は独立の館とすることになつた。

(2) 青少年同趣協議会設置法の一部を改正する法律

協議会に独立の事務局を置くこととし、第五条を改正した。

四、文教委員会において調査した主な案件

四、委員会において調査した主な案件

(他日の数に(初)とあるは廿七回同会、他日廿八回同会)

(一) 委員会審議案件

(1) 教職員勤務評定に関する件

(初) 十一月五日 (初) 十一月七日 三月六日 三月十八日 三月二十日 三月二十五日
四月一日 四月十五日 四月十九日 四月二十二日 四月二十四日

(2) 航空基地周辺における学校の騒音防止に関する件

各地における航空基地周辺の学校の騒音防止について、政府より実状を聴取し、質疑を行い、委員を派遣して調査した。

なお、委員会として次の決議をした。

航空機の騒音が基地周辺の教育施設に及ぼす被害防止に関する要望決議

近時航空機の性能の発達に伴い、その騒音が飛行場周辺に及ぼす被害はますます高まりつつあるが、自衛隊基地周辺の教育施設が蒙る被害の対策は着しく遅延している。

当委員会、この際政府が航空基地周辺、特に、自衛隊基地隣接地の教育施設に對して十分な防音設備の施工、校舎の改築移築等を行うため、所要の法的、財政的措置を講じ、以て基地周辺における教育の正常な実施を図るべきことを強く要望す

るものである。
右決議する。

(27) 十一月七日、三月十三日、三月二十日

(3) 国際地球観測事業に関する件

国際地球観測年の南極地域観測隊に關して、昭和基地の第一次越冬隊員の収容及び第二次越冬隊員の輸送失敗の実情を政府より聴取、質疑を行い、観測隊員に対し激励電報を送つた。

二月十三日、二月二十七日

(4) 道徳教育の時間特設に関する件

昭和三十三年度から小学校及び中学校に道徳の時間を特設し、道徳指導の充實を図らうとするもので、本件について政府より説明を聴取し、質疑を行い、又参考人を招いて意見を聴取した。

二月二十七日、三月四日、三月二十日、三月二十五日、三月二十九日、四月一日

四月十九日、四月二十四日

(5) 大学の入学費、私立大学の寄附金、授業料の値上に関する件

三月四日

(6) 「青少年の家」に関する件

社会教育施設としての青少年の宿泊訓練と団体活動の指導者養成等の目的のために昭和三十三年度予算に新たに計上されたもので、本件に關連し青少年対策、その他について政府より説明を聴取し、質疑を行った。

三月四日

(7) 越境入学に関する件

最近、自己の通学区域外の施設、設備の良い学校、將來の進学の便宜な学校等へ越境入学が多くなつてきたことについて、政府より説明を聴取し、質疑を行い、実状を調査した。

三月六日、三月十三日、三月十九日

(8) 大学向題に関する件

特に教官の定員、研究費等について、現状と今後の方針について政府の説明を聴取し、質疑を行った。

(9) 文教予算一級

五、文教委員会付託請願

八、文教委員会付託請願

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

五 文教委員会付託請願

○第二十七回国会付託請願

(一) 学級編成 (五件)

(1) 義務教育学校の学級編成基準に関する件

(2) 義務教育学校の学級編成基準等に関する件 (三件)

(3) 義務教育学校の学級編成基準に関する件

(二) 公立文教施設関係 (一三一件)

(1) 公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する件 (一三三件)

(2) 公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立等に関する件

(3) 義務教育学校統合特別助成費予算増額に関する件

(4) 教育施設復旧費国庫補助増額に関する件

(5) 公民館等の災害復旧費国庫補助に関する件

(6) 公立文教施設整備に対する国庫補助金交付の時期法定の件

(7) 統合学校建設費国庫補助増額等に関する件

- (8) 併設中学校の独立校舎建築は資格評教全体を国庫補助対象とするの件
- (9) 危険校舎改築促進臨時措置法を恒久法とするの件
- (三) 三三年度文教予算(一件)
 - 昭和三三年度教育予算増額等に関する件
- (四) へき地教育(四件)
 - (1) へき地教育振興予算に関する件(二件)
 - (2) へき地教育振興法の一部改正に関する件(二件)
- (五) 定時制教育(二件)
 - (1) 高等学校定時制課程の育英資金増額に関する件
 - (2) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する件
- (六) その他の義務教育関係(三件)
 - (1) 準要保護児童、生徒に学用品無償給付の件
 - (2) 学校給食振興に関する件
 - (3) PTAの公費負担額軽減に関する件
- (七) 学校防音関係(二件)
 - (1) 福岡市板付基地周辺の学校教育対策に関する件
 - (2) 栃木県宇都宮第二操縦学校の飛行騒音による被害補償の件

- (八) 大学関係(二件)
 - (1) 北海道大学工学部に精密工学科設置の件
 - (2) 富山大学に夜間大学設置の件
- (九) 留保(七件)
 - (一) 大学関係
 - (1) 福岡学芸大学充実促進に関する件
 - (2) 東京大学北海道演習林内の南苑適地開放に関する件
 - (二) 義務教育関係
 - (1) 義務教育教材費国庫負担増額等に関する件
 - (2) 勤務評定実施反対に関する件
 - (三) 勤務評定(一件)
 - (1) 勤務評定実施反対に関する件
 - (四) 其他(三件)
 - (1) 柔道振興に関する件
 - (2) 国旗記念日制定に関する件
 - (3) 公立学校教職員有病気休職期間を復職後昇給期間に換算するの件

○第二十八回国会付託請願

採択 (四十四件)

- (一) 養護教諭、事務職員及び実習助手に関する請願 (二六件)
 - (1) 学校教育法第二八条改正に関する請願 (二件)
 - (2) 養護教諭の増員配置に関する請願 (五件)
 - (3) 学校教育法第一〇三条改正に関する請願 (八件)
 - (4) 学校教育法の一部改正に関する請願 (一〇件)
 - (5) 実業高等学校実習助手の身分等改善に関する請願
- (二) 軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願 (三件)
 - (1) 栃木県宇都宮市所在航空自衛隊第二操縦学校周辺小中学校の防音装置に関する請願
 - (2) 軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願
 - (3) 軍事基地等の周辺学校防音施設完備促進に関する請願
- (三) 義務教育費国庫負担法に基づく教材費国庫補助増額に関する請願
- (四) 高等学校の科学教育予算増額に関する請願
- (五) 高等学校の定時制教育及び通信教育の予算に関する請願
- (六) 東北地方の科学技術教育振興等に関する請願 (二件)
- (七) 教科書の末端販売権改革に関する請願

保留 (二八五件)

- (八) 小学校理科教科書の誤り訂正に関する請願
 - (九) 小・中学校の音楽科授業時数増加に関する請願
 - (一〇) 学校給食法の一部改正等に関する請願
 - (一一) 学校給食費国庫補助増額に関する請願
 - (一二) 児童生徒の災害補償の立法化促進に関する請願
 - (一三) 滋賀県常楽寺国宝重要文化財防災施設費国庫補助に関する請願
 - (一四) 国立劇場建設に関する請願
 - (一五) 義務教育費国庫負担増額等に関する請願 (二件)
- 保 留 (二八五件)
- (一) 公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願 (四八件)
 - (二) へき地教育振興法の一部改正に関する請願 (四九件)
 - (三) 義務教育学校の学級編成基準等に関する請願 (一一件)
 - (四) 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願 (一五件)
 - (五) 学校保健の法制化等に関する請願 (一三件)
 - (六) 建国記念日に関する請願 (一四〇件)

- (1) 建国記念日制定（二月十一日）に関する請願（八六件）
- (2) 建国記念日を二月十一日にすることの反対に関する請願（四八件）
- (3) 建国記念日制定（二月四日）に関する請願（六件）
- (七) 滋賀県香西中学校体育館建設に関する請願
- (八) 香川県林田中学校体育建設に関する請願
- (九) 学校施設の烈風被害に対し公立学校施設費国庫負担法適用の請願
- (五) 国旗記念日制定に関する請願
- (二) 教職員勤務評定反対に関する請願
- (三) 愛知学芸大学名古屋分校に後期課程設置反対に関する請願
- (三) 靖国神社の国家管掌に関する請願（二件）
- (四) 義務教育に毛筆習字を独立教科とする請願

六、文教委員会活動状況集

六、文教委員会活動状況集

六、文教委員会活動状況集

- (一) 委員会等の開催回数
 - (1) 委員会 第二十七回国会 六回
 - (2) 理事 第二十七回国会 三十一回
 - (3) 内閣委員会との連合審査 第二十八回国会 一回
- (二) 付託法律案件数
 - (1) 成立した法案 十一件
 - (2) 審議未了となつた法案 十一件
 - (3) 撤回された法案 十三件
- (三) 決議等
 - (1) 附帯決議 二件
 - (2) その他の決議 一件

四、委員派遣並びに現地視察

(A) 委員派遣

● (1) 派遣地及び日 (第二十七回国会閉会中)

イ、北海道 昭和三十一年十一月二十四日 ~ 十二月三日

ロ、福井、滋賀、岡山県 昭和三十一年十一月二十五日 ~ 十二月一日

ハ、佐賀、熊本、福岡県 昭和三十一年十一月二十四日 ~ 十二月一日

(2) 調査項目

イ、本へき地教育の現況

ロ、大学の運営状況

(3) 派遣委員の報告

昭和三十二年十一月十一日の委員会 第十四回

昭和三十二年十一月十一日の委員会 第十四回

昭和三十二年十一月十一日の委員会 第十四回

● (1) 派遣地及び日 (第二十八回国会) 昭和三十二年四月十一日 ~ 四月十三日

イ、新潟、群馬、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、三重、奈良、和歌山、鳥取、徳島、高松、香川、岡山、広島、山口、福岡、熊本、佐賀、長門、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ロ、群馬、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、三重、奈良、和歌山、鳥取、徳島、高松、香川、岡山、広島、山口、福岡、熊本、佐賀、長門、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

六、文藝・学芸・新島県

全 右

(2) 調査項目

「義務教育施設費国庫負担法案」に関連しての学校統合同題について

(3) 派遣委員の報告

昭和三十二年四月十五日の委員会

(B) 委員の現地視察

(1) 重要文化財保護保存の状況調査

年月日 昭和三十二年二月二十日

場所 横浜市三溪園

(2) 区域外入学について実情調査

年月日 昭和三十二年三月十九日

場所 廻町中学校、番町小学校

七、文教委員決議集

（一） 教育行政の刷新

（二） 教育施設の充實

（三） 教育費の増徴

（四） 教育の普及

（五） 教育の振興

（六） 教育の改革

（七） 教育の発展

（八） 教育の充実

（九） 教育の向上

（十） 教育の進歩

（十一） 教育の進取

（十二） 教育の進歩

（十三） 教育の進取

（十四） 教育の進歩

（十五） 教育の進取

（十六） 教育の進歩

（十七） 教育の進取

（十八） 教育の進歩

（十九） 教育の進取

（二十） 教育の進歩

（二十一） 教育の進取

（二十二） 教育の進歩

（二十三） 教育の進取

（二十四） 教育の進歩

（二十五） 教育の進取

（二十六） 教育の進歩

（二十七） 教育の進取

（二十八） 教育の進歩

（二十九） 教育の進取

（三十） 教育の進歩

（三十一） 教育の進取

（三十二） 教育の進歩

（三十三） 教育の進取

（三十四） 教育の進歩

（三十五） 教育の進取

（三十六） 教育の進歩

（三十七） 教育の進取

（三十八） 教育の進歩

（三十九） 教育の進取

（四十） 教育の進歩

（四十一） 教育の進取

（四十二） 教育の進歩

（四十三） 教育の進取

文教委員会決議集

七、文教委員会決議集

(一) 航空機の騒音が基地周辺の教育施設に及ぼす被害の防止に関する要望決議
近時航空機の性能の発達に伴い、その騒音が飛行場周辺に及ぼす被害はますます高まりつつあるが、自衛隊基地周辺の教育施設が蒙る被害の対策は着しく遅延している。当委員会は、この際政府が航空基地周辺、特に、自衛隊基地隣接地区の教育施設に対して十分な防音設備の施工、校舎の改築移築等を行うため、所要の法的、財政的措置を講じ、以て基地周辺における教育の正常な実施を図るべきことを強く要望するものである。
右決議する。

(二) 学校保健法に附帯決議
政府は、本法制定の趣旨の徹底とその成果の高揚に努力し、特に、次の諸点について、速かに適切な措置を講ずべきことを強く要望する。
一、高等学校以下の学校における養護教諭の必置制の促進。
二、結核に対する根本施策の一貫として学童対策の重視。
三、へき地学校の保健対策の確立。

(三) 著作権法の一部を改正する法律に附帯決議

著作権法は、明治三十二年に制定され、爾來、度々所要の改正が行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されない憾みがある。

よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正を行うよう特段の努力をなすべきである。

占米案する

（一） 著作権法の一部を改正する法律に附帯決議
著作権法は、明治三十二年に制定され、爾來、度々所要の改正が行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されない憾みがある。よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正を行うよう特段の努力をなすべきである。

十文部委員会決議案

